

具体的な政策課題（分科会とりまとめ） に関する主な取組について

平成27年2月10日
特 許 庁

I. 世界最速・最高品質の知財システムの実現

II. 地域を支える中小・ベンチャー企業等への知財支援

III. 知財システムの国際化の推進

I. 世界最速・最高品質の知財システムの実現

1. 「世界最速・最高品質の審査」の実現
2. 利便性の高い情報検索環境の構築
3. 営業秘密の保護強化に向けた取組
4. イノベーション促進のための職務発明制度の見直し
5. 知的財産を取得する際の料金制度の検討

1. 「世界最速・最高品質の審査」の実現

➤ 審査の迅速化・効率化: 2004年に定めた目標(=2013年度末に「FA11」)を達成。

新たな目標: ①2023年度までに特許の「権利化までの期間※」を「平均14か月以内」

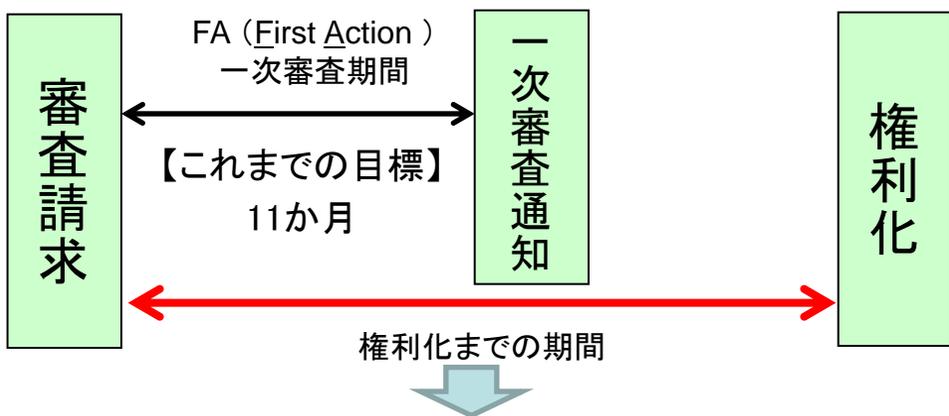
②一次審査通知(FA)までの期間を「平均10か月以内」

※出願人が制度上認められている期間を使って補正等を行うことによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合を除く。

➤ 審査の質の一層の向上を図るため、審査の基本原則を定めた品質ポリシーを策定し、また、平成26年8月には知的財産分科会の下に審査品質管理小委員会(委員長:相澤 英孝 一橋大学国際企業戦略研究科教授)を新たに設置。さらに、品質管理体制の充実や外国文献調査の充実などの取組を実施。

【我が国における一次審査期間と権利化までの期間】

【特許審査の質の維持・向上に向けた取組の充実】



日本	平均14か月以内(2023年度目標)
米国	20月(2017年目標)
欧州	36.1月
中国	22.2月
韓国	19.1月

(出典)特許庁調べ

品質管理体制の充実

➤品質ポリシーや品質マニュアルに基づく品質管理体制の充実

品質管理の充実

- 日常的な協議の充実(協議対象案件の拡充)
- 審査の質全般・個別案件に関するユーザー評価の収集
- 審査品質管理小委員会による客観的な評価

外国文献検索の充実

- 英語による検索システムに加え、中韓文献の日本語による検索システムの開発
- 外国文献検索を容易にするための特許分類の整備
- 登録調査機関における外国文献に対する下調査の拡大

審査基準の抜本的な記載の見直し

➤審査基準の運用の明確化や特許権取得の予見可能性を向上させるための抜本的な記載の見直し

ユーザーニーズを踏まえた特許審査の実施

➤面接審査、事業戦略対応まとめ審査の拡充

(参考)我が国における特許等紛争解決の実態把握

- 平成25年度の調査研究(「侵害訴訟等における特許の安定性に資する特許制度・運用に関する調査研究」)において、特許権の安定性を担保する制度の導入へのニーズ、導入によって期待される効果、克服すべき課題について、侵害訴訟を経験した大企業13者、中小企業4者、裁判所2者、法律事務所2者への聴取、及び、海外企業や海外裁判所への調査、有識者(学者2名、弁護士2名(内元判事1名)、産業界1名)による委員会での検討を行った結果、侵害訴訟を経験した多くのユーザが、特許の安定性・信頼性に不安を感じており、有効性推定規定、明白性要件、無効理由の制限の導入等の検討を行う必要があるとの報告を受けた。
- 我が国において特許権等が十分な安定性を発揮する制度となっているか等の観点から、紛争の発生から解決に至る全体的な実態等を調査・分析中。今年3月に取りまとめ予定。

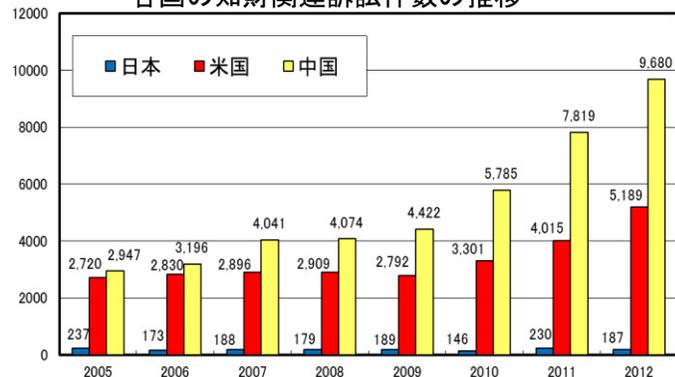
調査研究の背景

- 我が国の紛争処理機能については、諸外国に比べ、知財訴訟数が非常に少ない(日187件、米5189件、中9680件)ことや特許権侵害訴訟での特許権者の勝訴率が低い(日23%,独63%,米36%)ことが指摘されるなど、権利の円滑な行使に支障を来しているおそれがある。
- 特許法第104条の3(特許無効の抗弁の規定、2005年4月1日施行)により、訴訟における特許権者の防御負担がより大きくなっていることから、特許出願に対する意欲を減退させ日本におけるイノベーションの促進を阻害している恐れがある。
- 米国などは、特許の安定性を高めることにより、民間による研究開発投資を促進してきた。

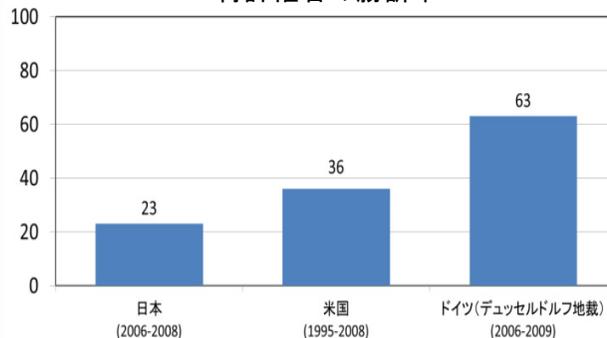
調査研究のまとめ

- 侵害訴訟を経験した多くのユーザ(大企業7者/12者・中小企業4者/4者)が、特許の安定性・信頼性に不安を感じている。
 - 侵害訴訟を経験した多くのユーザ(大企業8者/13者・中小企業3者/4者)が、特許権の安定性を向上させる施策の導入について前向き。
- ⇒ 特許侵害訴訟における有効性推定規定、明白性要件、無効理由の制限の導入等の検討を行う必要があるのではないか。

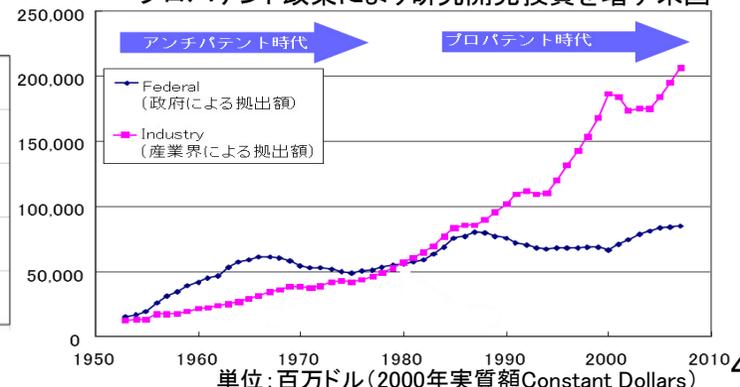
各国の知財関連訴訟件数の推移



各国の特許権侵害訴訟(地方裁判所)における特許権者の勝訴率



プロパテント政策により研究開発投資を増す米国



2. 利便性の高い情報検索環境の構築

- 中国・韓国語文献を日本語で検索できる「中韓文献翻訳・検索システム」を平成27年1月5日に提供開始。
- 高度化、多様化するユーザーニーズに応えるべく「特許電子図書館(IPDL)」を刷新し、新たな知的財産権情報提供サービス「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)」を平成27年3月23日より提供。J-PlatPatは、ユーザーが「ぷらっと」寄って、情報を「ぱっと」見つけれられるユーザーフレンドリーなサービス。

中韓文献翻訳・検索システムの主な特徴

- 提供開始時点において、平成15年～平成26年7月公開分の中国文献及び韓国文献、合計約1000万件の全文を日本語で検索可能
- 公報テキスト検索／公報番号索引照会が可能

「公報テキスト検索」画面

項目	検索条件	検索結果
1	AND	未設定
2	AND	未設定
3	AND	未設定
4	AND	未設定

検索項目を選択し、検索キーワードを入力。
フリー検索条件、NOT検索条件により検索が可能

J-PlatPatの主な特徴

- 直感的に使いやすいユーザーインターフェイス
- J-GLOBAL※との連携機能を備えた公報テキスト検索
- 検索サービス機能の充実化
- 中韓文献翻訳・検索システムへのリンク
- 「色彩」や「音」等の新しいタイプの商標への対応

「J-PlatPat」トップページ

特許・実用新案
特許情報プラットフォーム

1. 特許・実用新案番号検索
2. 特許・実用新案番号照会 (英語版)
3. 特許・実用新案テキスト検索
4. 特許・実用新案分類検索
5. J/テントマップガイドライン (PMGS)
6. J/テントマップガイドライン (PMGS) (英語版)
7. P.A) 検索 (英語表示)
8. F.I/F/ターム検索 (英語表示)
9. 外国公報DB
10. 審査書情報照会
11. 特許・実用新案番号照会 (特許庁HPへ)
12. 中韓文献翻訳検索 (特許庁HPへ)
13. 中韓文献テキスト検索 (特許庁HPへ)

中韓文献翻訳・検索システムへのリンクを表示

※独立行政法人科学技術振興機構(JST)が運営する論文情報等のデータベース。

3. 営業秘密の保護強化に向けた取組

- 昨今の大型の技術漏えい事例を踏まえ、産業競争力の源泉である企業情報(秘密として管理される技術情報や顧客名簿などの「営業秘密」)の保護を強化し、技術流出の防止を図るため、営業秘密の保護・活用に関する小委員会(委員長:後藤 晃 政策研究大学院大学教授)で平成26年9月より4回の審議を行った。
- 具体的な検討事項は、営業秘密の漏えいに対する制度的対応、営業秘密管理に関する指針・マニュアルの整備、発明の特許化や秘匿化を含めた総合的な知的財産戦略の推進をワンストップで支援する体制の整備等。

制度的対応

【制度面での抑止力向上】

○ 刑事

- 処罰範囲
 - 国外犯
 - 未遂行為
 - 転得者の処罰
 - 営業秘密使用物品の譲渡・輸入等の処罰
- 法定刑の在り方
- 非親告罪化

○ 民事

- 被害企業の立証負担軽減
- 除斥期間の延長
- 営業秘密使用物品の譲渡・輸出入等の禁止
- 水際措置

※中期的な検討事項

- 国際裁判管轄・準拠法、
- 証拠収集手続の強化・多様化

指針・マニュアルの整備

○「営業秘密管理指針」の改訂

- 不正競争防止法における秘密管理性要件の明確化等のための法解釈に特化したものとして全面的に改訂。
- パブリックコメントを経て、改訂を了承。

○「営業秘密保護マニュアル(仮称)」策定中

- 営業秘密の日常管理(グッドプラクティス)及びベストプラクティスの提示。

ワンストップ支援体制整備

(「営業秘密・知財戦略相談窓口～営業秘密110番～」の新設等)

○産業界全体に対する幅広い

普及・支援活動

- INPIT(独立行政法人工業所有権情報・研修館)において、普及啓発セミナー(平成27年1～3月に全国9都市で開催)、ホームページ上での情報発信等。

○原本証明の補完によるノウハウ保護の強化

- 営業秘密(技術情報)を保有していたことを証明するために有用かつ簡便なタイムスタンプサービスについて、証拠力確保等の課題を補完する仕組みの創設を検討。

○営業秘密管理を含む総合的な相談体制



平成27年2月2日相談受付開始

- 産業構造審議会特許制度小委員会(委員長:大淵哲也東京大学大学院法学政治学研究科教授)にて、平成26年3月から12月まで11回にわたり、発明の奨励に向けた職務発明制度の見直しにつき、検討を行った。
- 平成27年1月、同小委員会にてとりまとめられた報告書を公表した。

<制度見直しの報告書(概要)>

一 従業者等に対して、現行の法定対価請求権と実質的に同等の権利を保障する。

二 職務発明に関する特許を受ける権利については、初めから法人帰属とする。

※ただし、以下の点を考慮した柔軟な制度とする。

①従業者帰属を希望する法人(大学・研究機関等)の不利益とならないものとする。

②職務発明に関する契約・勤務規則等を有しない法人に対して特許を受ける権利が自動的に帰属することで、当該法人に所属する発明者の権利が不当に扱われ、トラブルの原因となることのないようにする。

三 政府は、インセンティブ施策の策定に係るコストや困難を低減し、法的予見可能性を高めるため、関係者の意見を聴いて、インセンティブ施策についての使用者等と従業者等の調整の手続(従業者等との協議や意見聴取等)に関するガイドラインを策定する。

※ガイドラインは、以下の性格のものを想定する。

①研究活動に対するインセンティブにつき民間における創意工夫が発揮されるよう、民間の自主性を尊重する。

②業種ごとの研究開発の多様な実態、経済社会情勢の変化を踏まえる。

5. 知的財産を取得する際の料金制度の検討

- 平成26年4月から開始した、産業競争力強化法に基づく特許料等の軽減措置について、パンフレットの配布や説明会、メールマガジン等を通じて、周知を実施（継続して実施中）。
- 産業構造審議会特許制度小委員会にて、平成27年1月にとりまとめられた報告書において、特許料金等の改定について盛り込まれた。

<報告書(概要)> (特許料金等の改定部分)

- 特許特別会計の中長期的な収支見通しに関し、特許部門と商標部門において、今後中長期的に収入が支出を上回るが見込まれること等を踏まえ、特許部門及び商標部門における料金の引下げについて検討。特許部門については、特許出願料及び特許料の引下げについて、商標部門については、商標設定登録料及び更新登録料の引下げについて、それぞれ検討。
- 特許協力条約(PCT)に基づく国際出願に係る調査等の手数料について、国際出願の件数拡大等を踏まえ、出願において使用される言語別(英語又は日本語)に料金設定を行う体系に改める必要。

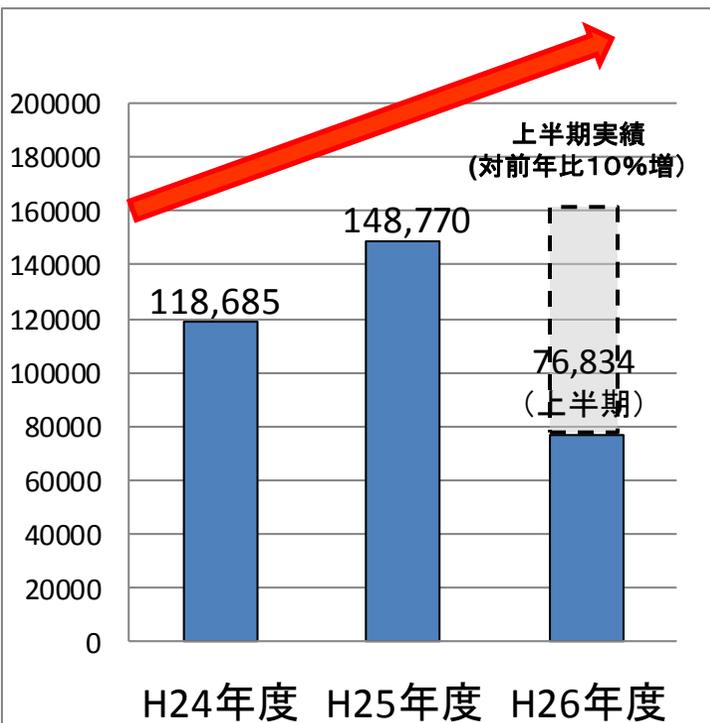
Ⅱ. 地域を支える中小・ベンチャー企業等への知財支援

1. 専門家が相談に応じてくれる窓口機能の強化
2. グローバルに展開する中小企業の知的財産の権利化支援、模倣品対策
3. 既に公開されている技術文献等の調査支援

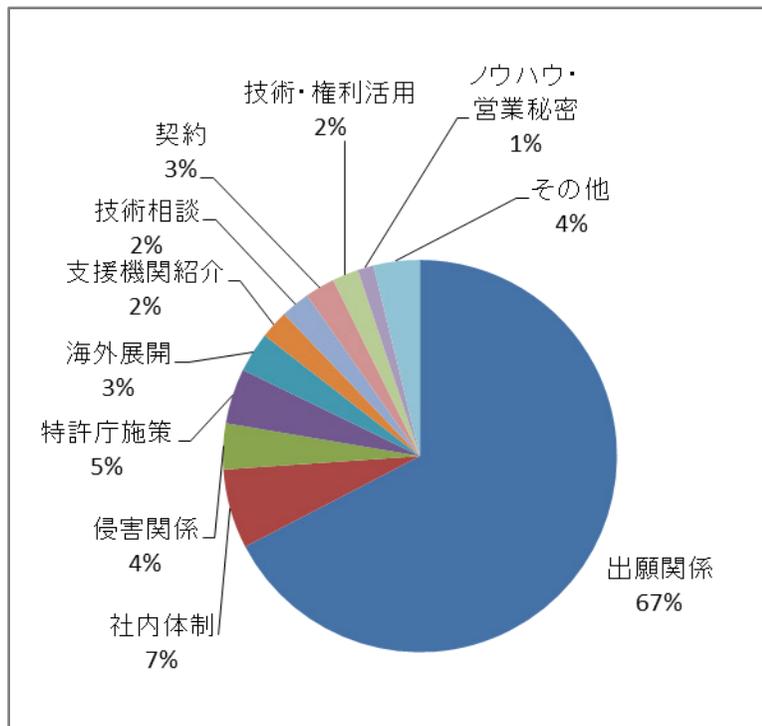
1. 専門家が相談に応じてくれる窓口機能の強化

- 全都道府県に設置する「知財総合支援窓口」に、平成26年4月から知財専門家(弁理士・弁護士)を週に1回配置し、営業秘密相談を含め無料で知財専門家と相談できる体制を構築。
- これまで相談実績のない中小企業を積極的に訪問する「知財アドバイザー」(企業OB等)を平成26年4月以降順次窓口配置するなど、知財の裾野拡大活動を強化。
- 平成27年度はINPITも活用しつつ知財専門家の活用拡大等さらなる機能強化を予定(平成26年度 21.9億円 平成27年度予算案 29.0億円(INPIT交付金を含む。))。

(1) 支援件数



(2) 支援内容 (平成26年度<上半期>)



(3) 知財専門家活用の好事例

特許権取得の相談

弁理士による
アドバイス

出願予定だった技術を
営業秘密として秘匿する
方針に変更

弁護士による社内の
営業秘密管理に関する
支援

営業秘密管理体制を構築

2. グローバルに展開する中小企業の知的財産の権利化支援、模倣品対策

- 中小企業の円滑な海外展開を知財面から支援すべく、海外での権利取得(外国出願)から権利行使(権利侵害対策)まで一貫通貫での支援を実施。
- 「権利化支援」は、平成26年度からJETROを活用して、すべての都道府県で補助を受けられるよう支援を拡大。平成26年度の支援件数は約520件(平成26年末時点)と前年度から大幅に増加。支援件数の増加、地域団体商標等の主体要件の拡充を受け、平成27年度予算案は6.3億円に増額予定。
- 「模倣品対策」は、平成26年4月から模倣品に関する調査に加え、模倣品業者に対する警告状作成・送付及び行政摘発にかかる費用を補助対象に新たに追加し、支援を拡充。平成27年度予算案は1.2億円に倍増し、訴えられた場合の防衛型侵害対策費用まで支援を拡充予定。

(1) 権利化支援(外国出願支援事業)

概要

地域の中小企業の戦略的な外国出願を促進するため、外国出願に要する費用の半額を補助(平成20年度開始)。

成果

- ・平成26年度から全国実施機関として(独)日本貿易振興機構(JETRO)、地域実施機関として都道府県等中小企業支援センターで実施することで、**全国均一の補助事業を実施**。
- ・平成26年度支援件数は、前年度から**約130件増加**。

平成27年度予算

- ・平成27年度予算案 **6.3億円**(平成26年度予算4.6億円)

利用実績

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施地域	26地域	36地域	40地域	43地域+全国
利用件数	102件	191件	381件	517件 (平成26年末)

(2) 模倣品対策(海外侵害対策支援事業)

概要

(独)日本貿易振興機構を通じ、中小企業が海外で取得した権利を侵害する模倣品への対策を講じるための費用を補助。

成果

平成26年度から模倣品に関する調査に加え、模倣品業者への**警告状作成・送付費、行政摘発に係る費用を補助対象費に新たに追加**。

平成27年度予算

平成27年度予算案 **1.2億円**(平成26年度予算0.6億円)

利用実績

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用件数	11件	12件	11件	11件

3. 既に公開されている技術文献等の調査支援

- 中小企業・地域知財支援研究会で、特許情報の活用のあり方を検討。同報告書(平成26年7月公表)において、「研究開発段階」、「出願段階」、「審査請求段階」における包括的な先行技術調査の重要性について指摘。
- 平成27年度新規予算案(1.4億円)により、以下の2点の実現を目指す。
 - (1) 無駄な研究開発投資を回避する研究開発戦略やオープン・クローズ戦略の策定等を通じ、個々の中小企業における効果的な権利化等の知財活用が実現。
 - (2) 地域を支える中小企業、地方自治体、商工会議所や商工会等の経済団体及び生産者事業協同組合等も対象とすることで、地域に対する知財支援を強化し、地域ブランドの育成等、地域の活性化を促進。

平成27年度から開始予定の支援策の概要

・中小企業等の費用負担が重い先行技術調査について、以下の各段階のニーズに応じた包括的な先行技術調査を支援し、**効果的な権利化等の知財活用が実現。**

- ①「研究開発段階」
- ②「出願段階」
- ③「審査請求段階」

・①「研究開発段階」及び②「出願段階」については、特許マップ等の作成を通じて、合わせて**50件の支援を予定。**

・③「審査請求段階」にかかる特許調査・分析については、**1,000件の支援を予定。**

支援対象

- ・ 中小企業
- ・ 地方自治体
- ・ 都道府県等中小企業支援センター
- ・ 商工会議所や商工会等の経済団体
- ・ 生産者事業協同組合



**個々の中小企業及び
地域に対する
知財支援の強化**

包括的な先行技術調査

①研究開発段階

新分野への進出、新製品の開発を目指す中小企業等の研究開発戦略の作成を支援。

➡ **効果的な研究開発投資を促進。**

②出願段階

中小企業に対するオープン・クローズ戦略の策定等、出願戦略の策定を支援。

➡ **強い権利の取得、権利化可能性の向上。**

③審査請求段階

公開特許文献等の調査を通じ、中小企業等の権利取得判断を支援。

➡ **無駄な審査請求の回避による知財活動費用の削減。**

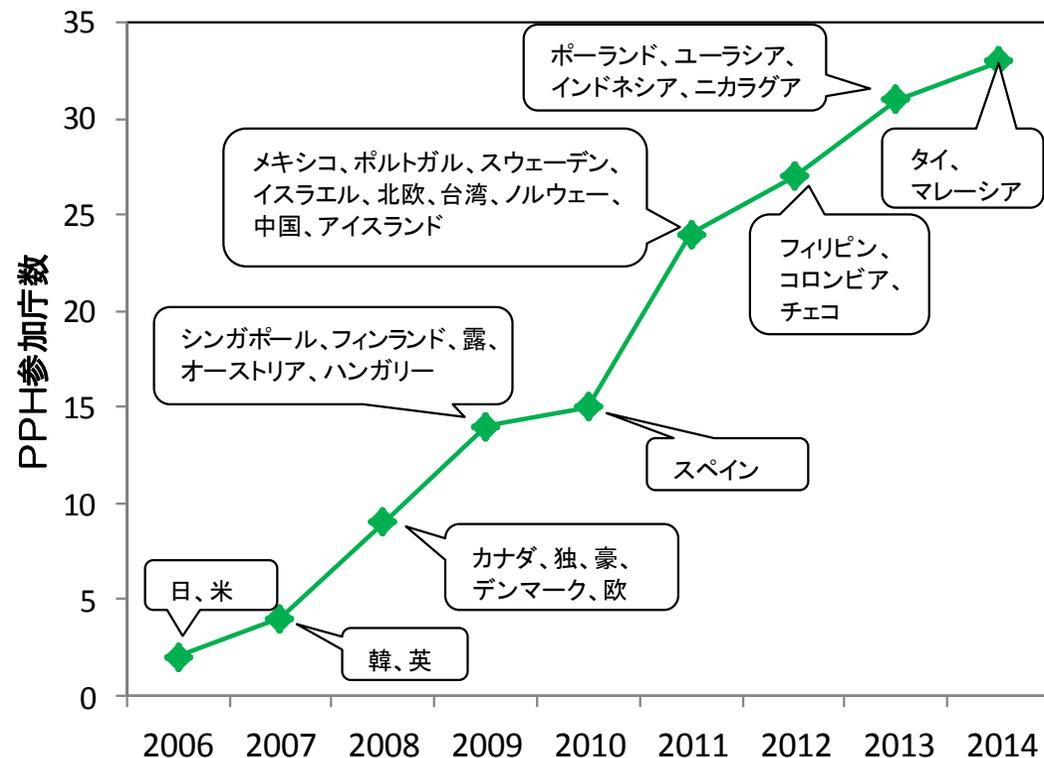
Ⅲ. 知財システムの国際化の推進

1. 我が国の審査結果の海外発信
2. 我が国の制度・運用の海外発信
3. 特許及び商標制度の国際調和
4. 意匠の国際協力の推進

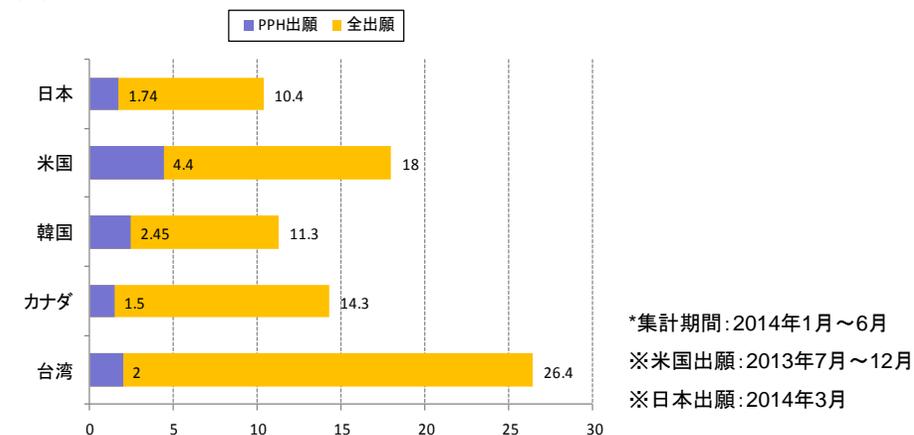
特許審査ハイウェイ(PPH)の運用改善

- グローバルに活動する我が国企業が各国で早期に権利取得をするため、特許審査ハイウェイ(PPH)の加盟国拡充に向けた働きかけを実施。PPHの利用により審査の迅速化が図られ、高い特許率となっている。
- 昨年9月にコロンビア、10月にマレーシアとPPHを開始し、現在30か国とPPHを実施。
- また、昨年11月にはオーストリア、シンガポールがPPHの多数国間枠組みである「グローバルPPH」に参加し、利便性が向上。
- さらに、PPHの運用改善に資する議論を、バイ会談・多国間PPH実務者会合・五大特許庁会合(IP5)の場を通じて継続的に実施。例えば、PPHの申請を各国共通の書式で行うことを可能とする方向で検討中。

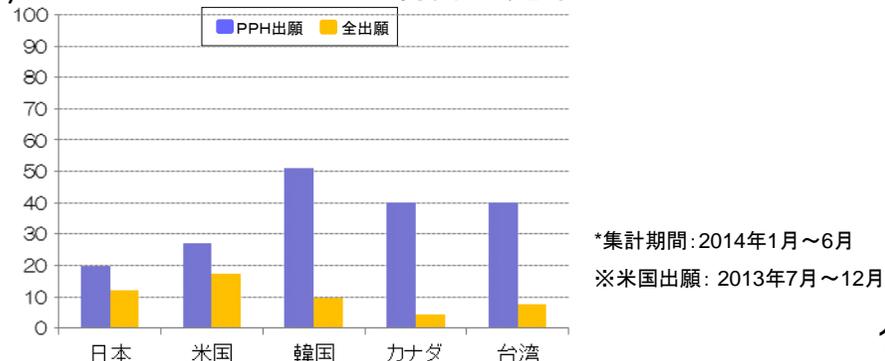
(1) PPH参加庁数



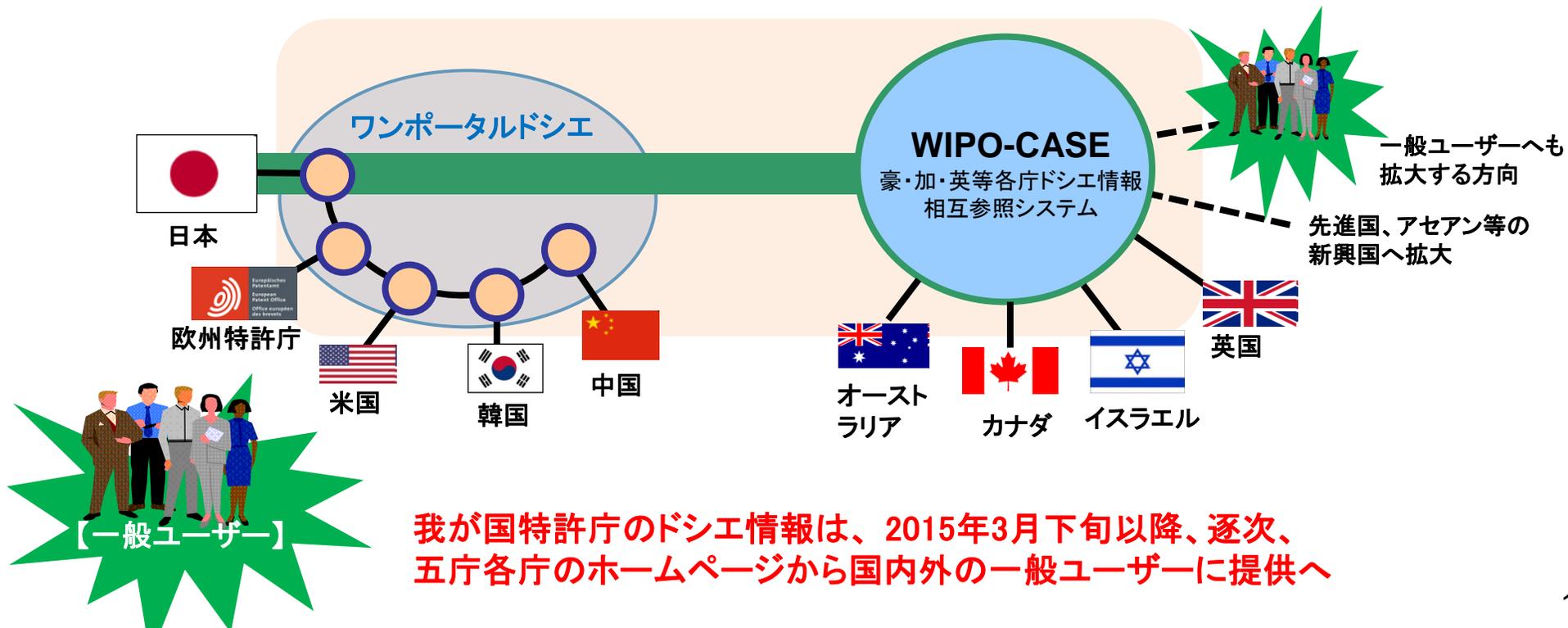
(2) ファーストアクションまでの期間



(3) ファーストアクションでの特許査定率

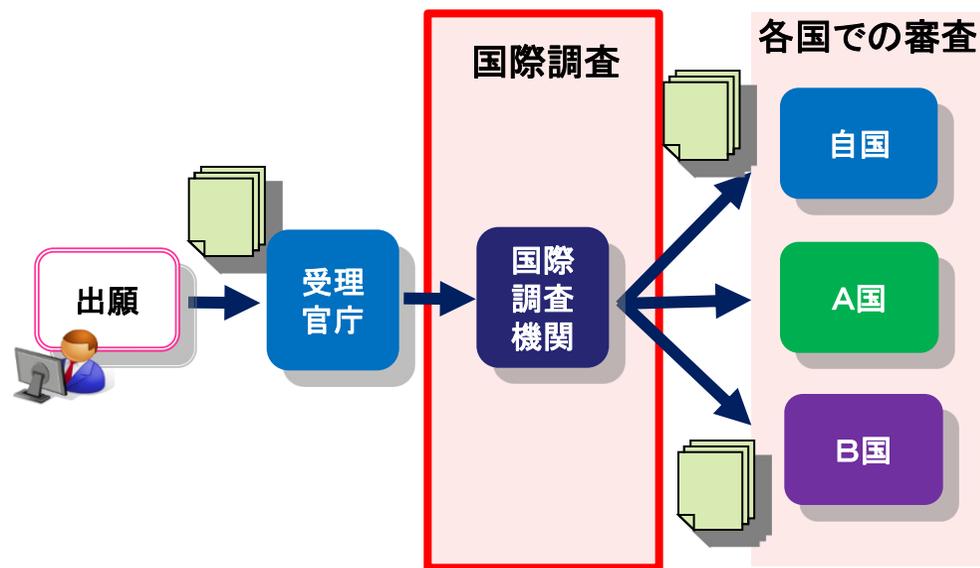


- 知財活動のグローバル化に伴い、審査や参考技術文献調査の相互利用等の審査協力が求められている。
- 日米欧中韓五大特許庁（五庁）の審査協力推進の枠組みの中で、我が国特許庁が主導的役割を担い、五庁の出願や審査状況に関する情報（ドシエ情報）を相互利用可能なワンポータルドシエを構築。
- 我が国特許庁は、五庁の中で他庁に先駆けて、我が国特許庁のワンポータルドシエとWIPOのドシエ情報共有システム（WIPO-CASE）との連携を確立。現在、他の先進国、アセアン等の新興国の知財庁にもこれを拡大。
- 五庁では、更に五庁ドシエ情報の一般ユーザーへの一括提供実現に取り組んでおり、我が国特許庁のドシエ情報は2015年3月下旬以降、逐次、五庁各庁のホームページから提供が開始される予定。



- これまでアセアン主要国等7か国の他国特許庁で受理したPCT出願について、国際調査等も実施。
- 国際的な審査協力を一層推進するとともに、我が国特許庁の審査結果のグローバル発信力を一層強化するため、米国におけるPCT出願についても国際調査等を開始する予定。
(対象分野はグリーン技術を優先して取り上げ、試行の対象案件は3年間で5000件を目処。)

【PCT国際出願における権利取得】



- ①自国(受理官庁)に出願
- ②国際調査を行う官庁(国際調査機関)を選択
- ③国際調査の結果を参照し、権利取得したい各国で審査請求

【ASEAN諸国等に対する管轄ISA状況】

	開始時期	実績件数* (出願人の国籍別)
韓国※	2001年7月～	44
インドネシア	2013年6月～	1
マレーシア	2013年4月～	68
フィリピン	2002年1月～	21
シンガポール	2012年12月～	142
タイ	2010年4月～	36
ベトナム	2012年7月～	6

* 実績件数については、WIPO IP Statistics Data Center(2003年以前の数値は含まれない)より取得した2015年1月26日時点の数値であり、受理官庁としての国際事務局への出願を含む。
※(韓国)1990年9月1日から日本語による出願の受付を開始。1999年12月1日から実務上中止したものの、2001年7月から再開。実績は再開後の累計。

- アジア等の新興国に対して、我が国の審査手法等我が国の制度・運用の一層の浸透を図るため、我が国ユーザーや各国のニーズを踏まえ、特許特別会計予算やWIPOジャパントラストファンド・JICAプロジェクトのスキームを活用して、審査官を含む長期・短期専門家の派遣、審査官・研修生の受入、セミナー・ワークショップの開催を実施。
- 来年度は、更に中南米諸国の審査官受け入れを拡大する予定。

今年度の成果例

審査官を含む専門家派遣

- マレーシアにバイオテクノロジー・ナノテクノロジーの技術分野の特許審査官を中期派遣。
- シンガポールに、同国知財庁の上席特許審査官として特許審査官1名を長期派遣中。
- ラオス、ミャンマー、ベトナム、インドネシアに意匠審査官を短期派遣。
- ミャンマーに同国の知的財産制度整備を支援するための長期専門家を派遣予定(2015年3月)。

審査官・研修生受入

- 審査実務能力向上を目的とした研修を5コース実施し、アジア諸国を含む26カ国等から79名を招聘。今年度内に更に3コースの研修を実施予定。
- 6ヶ月の長期研究生として、カンボジアから商標審査官を、インドネシアから意匠審査官を招聘。
- ベトナムから特許審査官10名や商標審査官15名を受入。

セミナー・ワークショップの開催

- インドネシアにおいて、同国知的財産権総局(DGIPR)に対して、特許・商標・意匠審査官向けの実体審査セミナーを開催。
- ブルネイにおいて、ASEAN諸国に対して、商標審査官向けの商標分類に関するセミナーを開催。
- ベトナムにおいて、商標をテーマとする官民参加型の知財セミナーを開催。

1996～2013年度の研修生受入・専門家派遣総数

カッコ内の数字は2013年度の人数

国名	受入総数	派遣総数
中国	725(15)	35(0)
インドネシア	607(46)	104(8)
タイ	516(27)	90(0)
フィリピン	424(22)	50(4)
ベトナム	484(31)	86(2)
マレーシア	394(22)	38(0)
インド	218(13)	14(0)
ラオス	69(6)	10(0)
カンボジア	74(8)	7(0)
ミャンマー	47(11)	2(2)
その他	699(69)	98(3)
合計	4257(270)	534(19)

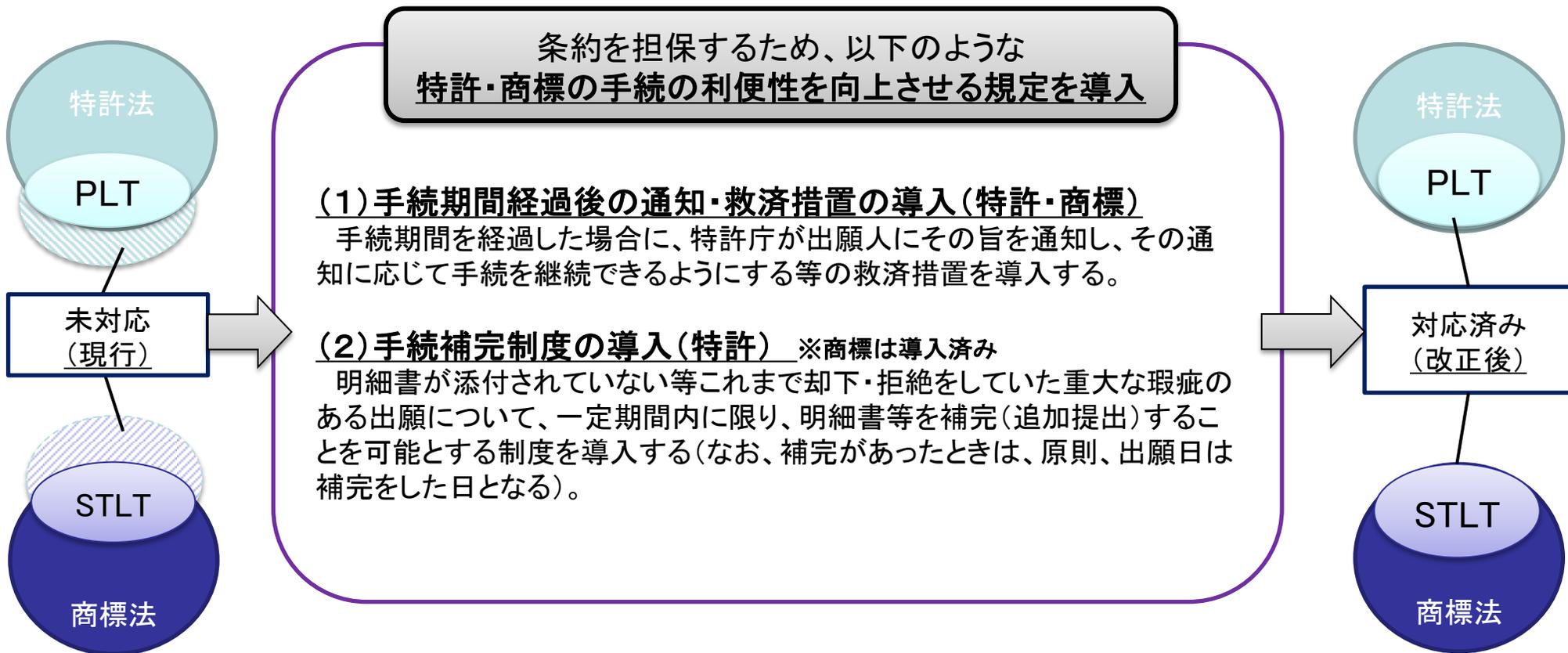
受入:67か国4地域、派遣:33か国1地域
(注)特許特会で派遣している審査官数は含まない。17

特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約加入を担保する国内手続規定の整備

- 産業構造審議会特許制度小委員会にて、知的財産に関する国際的な制度調和等を実現するための国内制度整備を検討し、平成27年1月、同小委員会にてとりまとめられた報告書を公表した。

<報告書(概要)>

○各国で異なる国内出願手続の統一化及び簡素化を進める両条約には、近年、欧米諸国の加入が進展しており、国際的な制度調和のため、我が国も加入が必要。



3. 特許及び商標制度の国際調和

特許制度の国際調和に係る動き

- 海外での円滑かつ予見性の高い特許権取得を可能とするためには、各国の特許制度の調和が不可欠。我が国特許庁はユーザーの声を聞きながら、様々な場において議論をリードしていく。
- 2014年4月に第5回テゲルンゼー会合※を開催、これを受け、東京で特許制度調和に関する国際シンポジウムを7月に開催。
- 2014年6月、韓国・釜山において第7回五大特許庁長官会合が開催され、特許制度運用調和等について、積極的な意見交換が行われた。

【第5回テゲルンゼー会合(2014年4月)】

- グレースピリオド、衝突する出願の取り扱い、18ヶ月全件公開、先使用権の4項目に関して、各庁が実施したユーザー協議結果のレポートを分析した最終統合レポートを取りまとめた。
- また、1)最終統合レポートを公表すること、2)ユーザー協議の結果についてユーザーと議論を行い、フィードバックを得ること、3)ユーザーからのフィードバック等に基づき、適時テゲルンゼー会合を開催することで合意。

※日・米・欧の三極特許庁と欧州主要国(英、独、仏、デンマーク)の特許庁による会合。2011年7月、第1回会合が、ドイツのミュンヘン近郊の都市「テゲルンゼー」で開催されたことから、「テゲルンゼーグループ」と呼ばれている。

【第7回五大特許庁長官会合(2014年6月)】

- **特許制度調和**
記載要件、出願人による先行技術の開示義務、発明の単一性の3項目を優先的に議論を行う項目として合意。
- **審査の適時性に関するポリシー**
我が国から、ユーザーが審査結果を適時に得られるようにすることについての共通認識をとりまとめたポリシーを提案し、五庁で合意。
- **特許審査情報の相互利用及び提供**
特許審査情報を利便性よく参照できるグローバルなシステムの整備について意見交換が行われた。

特許制度調和に関する国際シンポジウム(2014年7月)

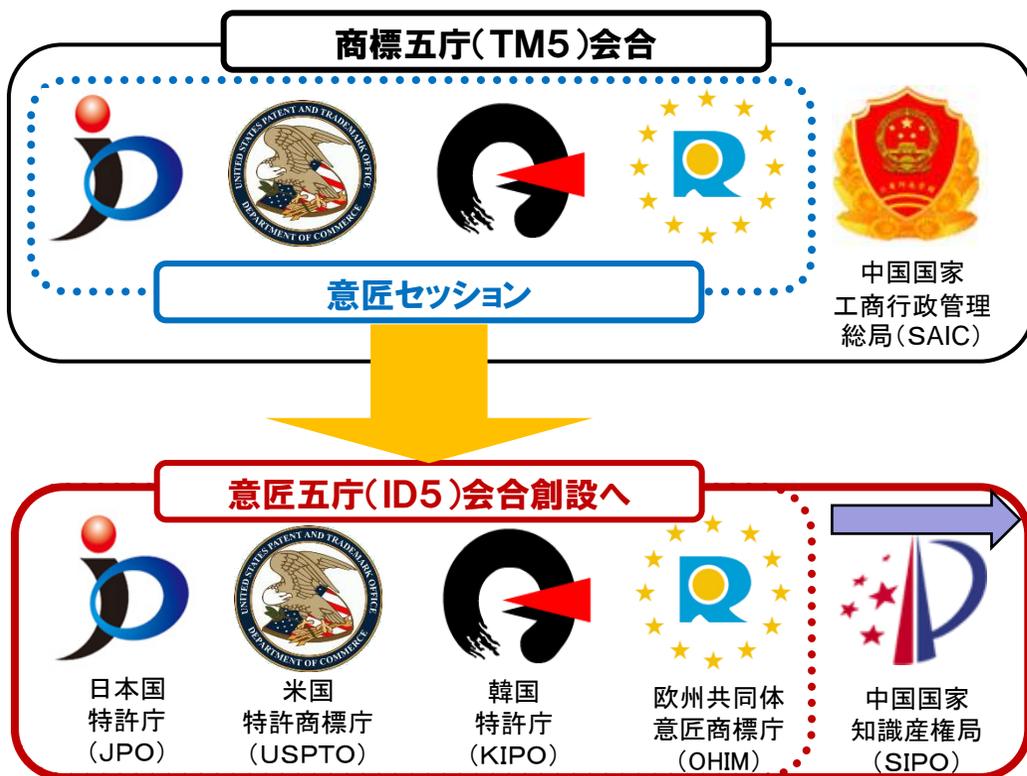
各国・地域の知財庁、ユーザー団体、大学等から講師を招き、グレースピリオドに関する主要な項目を中心に活発な議論。グレースピリオドを始めとする特許制度を調和する方向で議論を推進すべきという認識を官民で共有。



4. 意匠の国際協力の推進

- 各国におけるデザインの重要性の高まりを受け、昨年12月に東京で開催された第3回商標五庁(TM5)会合において、日米欧韓の主要国・地域がハーグ協定加盟国となるのを機に、SIPOを加えた意匠の主要五庁による国際的な枠組みで、意匠制度に関する議論を行う場を創設することで合意(意匠五庁(ID5)会合)。
- 新たなID5の枠組において、各国ユーザーの制度利用の利便性向上のため、継続して情報交換を行っていくこととなった。
- 今後我が国は、ID5会合や主要国・地域との二国間会合の場を通じて、各国制度の更なる相互理解の促進と、ユーザーの利便性向上のための議論を行っていく。

【意匠制度に関する主要国・地域間での議論の枠組】



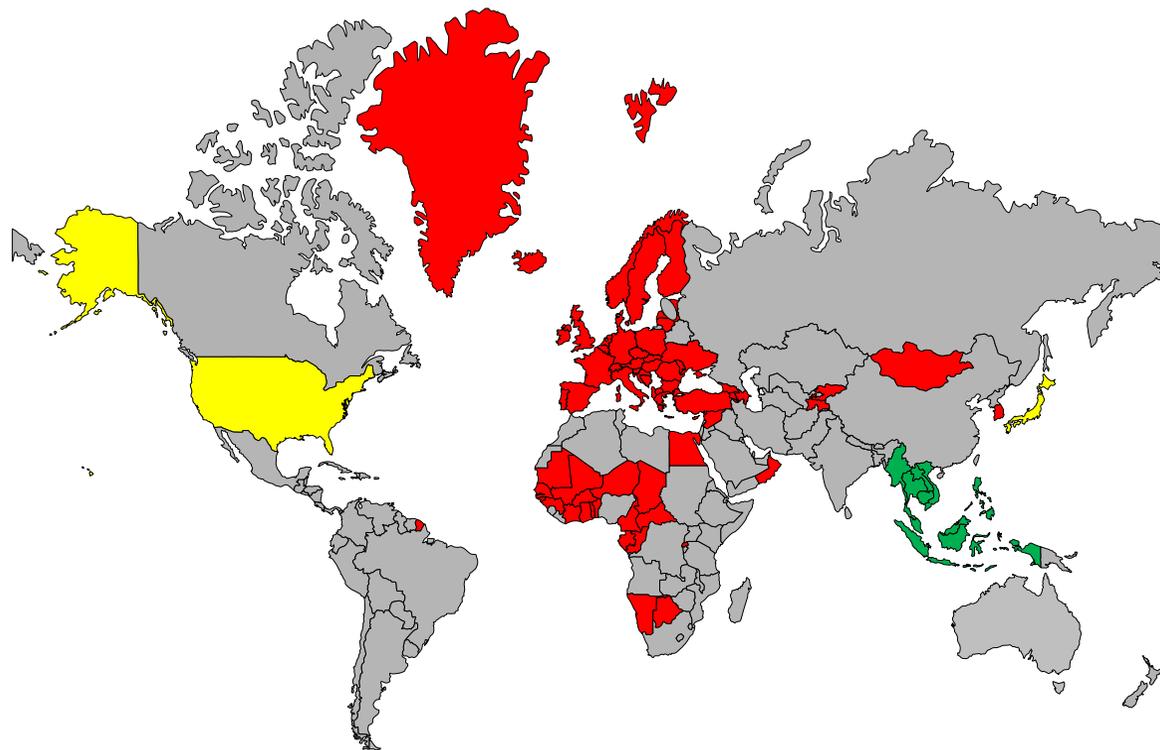
【ID5で情報交換・議論される予定の主な議題】

- 外国出願を行う企業等の利便性向上の観点から、各庁で異なる意匠の図面提出要件を一覧比較した報告書を作成
- 各庁における国際意匠登録制度の運用上の課題
- 優先権書類(優先権証明書)の電子的交換
- 各庁における意匠審査の品質管理
- その他、各庁に対するユーザー要望に関する検討

(参考)ハーグ協定のジュネーブ改正協定加入後の展開

- 「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」の加入書を寄託する日の3か月後に同協定が我が国において発効し、我が国においても同協定に基づく意匠の国際登録制度が利用可能となる予定。
「意匠の国際分類を定めるロカルノ協定」については、昨年6月に加入し、同年9月に発効済み。
- 意匠の国際登録制度の手続方法等について我が国ユーザーに広く周知を行うとともに、受付開始後は、国際出願に対する審査・事務処理の安定的な運用を図る。
- 今後我が国はWIPOのハーグ制度の発展に協力し、我が国ユーザーの各国での模倣品対策と国際的な事業展開をさらに支援するため、我が国の経験を共有する等して、ASEAN等の未加盟国の加盟促進を図る。

【ハーグ協定のジュネーブ改正協定加盟国・地域、加盟予定国マップ(2015年2月10日現在)】



- 加盟国・地域・・・47か国・地域
- 加盟予定国・・・日本・米国:まもなく加盟
- ASEAN・・・2015年までに7か国以上の加盟を目指す(シンガポール、ブルネイは加盟済)
- その他、中国、ロシア、英国、カナダ:加盟を検討中

平成26年法改正に関する取組

平成26年改正法の概要とその後の施行に向けた取組①

- ▶ 今後10年で世界最高の「知的財産立国」を目指し、知的財産の更なる創造・保護・活用に資する制度的・人的基盤の早急な整備するための「特許法等の一部を改正する法律」が平成26年4月に可決・成立、同年5月に公布。
- ▶ 平成27年4月1日の施行※に向け、政省令等の整備の他、関係規定の整備・改訂を実施。また、制度の活用促進を図るため、法改正説明会を全国で実施するとともに、パンフレットの作成・頒布等を行い周知。
(※地域団体商標の登録主体の拡充については平成26年8月より施行済み。また、ジュネーブ改正協定加入のための国内担保法としての改正の施行期日は、同協定の発効日。)

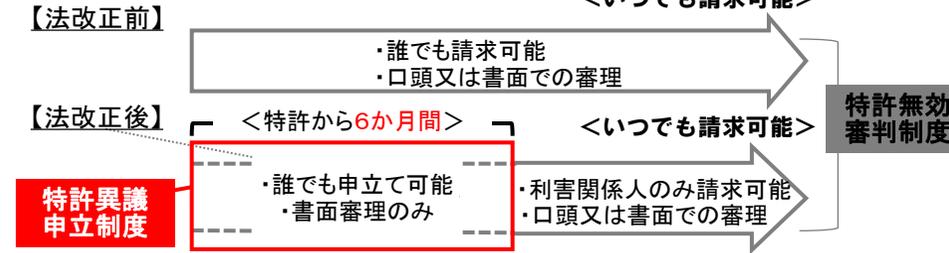
A. 特許法の改正概要

(1) 救済措置の拡充

国際的な法制度に倣い、**出願人に災害等のやむを得ない事由が生じた場合に手続期間の延長を可能とする**等の措置を講ずる(実用新案法、意匠法、商標法及び国際出願法にも同様の措置を講ずる)。

(2) 特許異議申立制度の創設

特許権の早期安定化を可能とすべく、特許異議申立制度を創設する。
<いつでも請求可能>



平成27年4月1日施行に向けた取組

(1) 救済措置の拡充

- ・方式審査便覧の改訂
- ・期間徒過後の手続に関する救済規定に係るガイドラインの改訂
上記便覧・ガイドラインに対する意見募集を実施中(平成27年1月19日～2月17日)。(平成27年3月公表予定)

(2) 特許異議申立制度の創設

- ・審判便覧の改訂
- ・制度利用者向けの手引きの作成
制度の具体的運用案を検討し、意見募集を実施(平成26年12月18日～平成27年1月16日)。提出された意見も踏まえつつ、上記2つの資料整備を行っている。(平成27年3月公表予定)

B. 意匠法の改正概要

○ジュネーブ改正協定に加入するための規定の整備

「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」に基づき、**国際出願を我が国の意匠登録出願とみなす**ことができるよう整備。あわせて、意匠権取得前の国際公表による不利益が発生しないよう、補償金請求権を規定。



国内発効及び国際出願受入れ(平成27年)に向けた取組

- ・意匠審査基準の改訂
国際意匠登録出願の審査運用を適切に行えるよう、意匠審査基準WGにおいて、意匠審査基準の改訂及び国際意匠分類の運用方針の整備を行い、これらについての中間報告を2014年12月にとりまとめた。
- ・同協定の国内発効のための取組
加入書寄託の3か月後、同協定が日本において発効し、同時に改正意匠法等も施行(平成27年予定)。
※その他、今後意匠審査基準WGにおいて、画像デザインの登録要件の見直しを検討予定。

C. 商標法の改正概要

(1) 保護対象の拡充

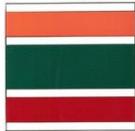
他国では既に広く保護対象となっている**色彩や音**といった商標を我が国における保護対象に追加する。

(2) 地域団体商標の登録主体の拡充

商工会、商工会議所及びNPO法人を商標法の地域団体商標制度の登録主体に追加し、地域ブランドの更なる普及・展開を図る。【平成26年8月1日施行済】

【海外での登録例】

・色彩の商標
7-Eleven, Inc.
(豪州での登録)



・音の商標
久光製薬
(欧州での登録)



【普及が進む地域ブランドの例】

・香川県小豆島の小豆島オリーブオイル
(NPO法人小豆島オリーブ協会)



施行に向けた取組

(1) 保護対象の拡充

・商標審査基準の改訂

商標審査基準WGにおいて、平成26年4月から商標審査基準の検討を行い、意見募集を経て、改訂商標審査基準を平成27年2月3日にとりまとめ。

(2) 登録主体の拡充

- ・新たな地域ブランドの普及の担い手となっている団体からの出願を受付(平成26年8月1日施行)。
- ・新たに登録主体に追加された団体から6件の出願を受付済(平成27年1月30日現在)。
- ・商工会等に対する個別の説明会等を通じ、制度の普及・啓発を実施。

平成27年4月1日施行※に向けた取組

- ・日本弁理士会における自律的取組の強化 ※ハーグ協定関連規定は除く
弁理士の処分公表や弁理士倫理ガイドライン改定等、弁理士の使命の明確化等に伴う取組を実施。
- ・弁理士試験制度の見直し
弁理士制度見直しの一環として、短答式筆記試験への科目別合格基準の導入等試験制度の見直しを実施し、省令を改正。(平成28年1月施行)
- ・弁理士の義務研修としての弁理士法改正説明会の実施
一般の法改正説明会とは別途、全弁理士を対象に法改正の内容等を周知。(受講期限は平成27年3月)

D. 弁理士法の改正概要

○弁理士の使命の明確化・業務の拡充

「知的財産に関する専門家」としての**弁理士の使命**を弁理士法上に明確に位置づけるとともに、出願以前のアイデア段階での相談業務ができる旨の明確化等を行う。

その他

○手数料の納付手続の簡素化【国際出願法の改正】

特許協力条約に基づく国際出願をする場合の**他国の特許庁等に対する手数料について、我が国の特許庁に対する手数料と一括納付**できるものとする。

平成27年4月1日施行に向けた取組

- ・「特許協力条約(PCT)に基づく国際出願の手続」の改訂
実務手続をまとめた冊子を法改正内容に合わせて改訂。(平成27年3月公表予定)